**「第13回 大阪府障がい者差別解消協議会」**

**日時：令和２年３月２日（月）**

**午後２時００分～午後５時００分**

**場所：大阪赤十字会館３０１会議室**

**第13回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和２年３月２日　月曜日　午後２時から午後５時まで

場所：大阪赤十字会館３０１会議室

出席委員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

大野　素子　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会副会長

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻教授

河﨑　建人　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

高橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

南條　正幸　　関西鉄道協会専務理事

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

前川　たかし　一般社団法人大阪府医師会理事

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会障がい者問題研究委員会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長

ゲストスピーカー

田垣　正晋　　大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科兼

地域保健学域教育福祉学類　教授

　福島　豪　　　関西大学法学部　教授

○事務局　それでは定刻になりましたので、「第13回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催いたします。

　委員の皆さま方に置かれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　次に、会議の成立についてです。本日は、委員数19名のうち現時点で１4 名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告します。

　また、本日、オブザーバーとして、大阪法務局人権擁護部のご担当者さま、大阪労働局職業安定部職業対策課のご担当者さま、ゲストスピーカーとして、関西大学教授の福島さまにお越しいただいています。

　大阪府立大学教授の田垣さまは、ゲストスピーカーとしてご出席いただける予定ですが、少し到着が遅れるとのことです。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　まず、次第、配席図、委員名簿、

　資料１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討に係る提言（案）」、

　資料２－１「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（概要版）（案）」、

　資料２－２「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」、

　資料２－３「令和元年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事例について」（2019年4～12月までの実績）、

　参考資料１で前回の協議会の委員意見を、参考資料2で前回の協議会の提言素案に対する主な委員意見を付けています。

　その他として、委員の皆さまには、差別解消条例等を綴じた別冊ファイルをお配りしています。資料の不足などがありましたら、事務局までお知らせ願いますでしょうか。よろしいでしょうか。

　続きまして、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も、原則、公開となります。後日、配布資料とともに、委員等のご発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定です。ただし、お名前は記載しません。あらかじめご了解いただけますようお願いいたします。

　次に、この会議には、点字資料をご使用されている視覚障がい者の委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げるなどのご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長お願いいたします。

○会長　皆さまこんにちは。ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　今日は、「第13回大阪府障がい者差別解消協議会」ということで、議題は、次第にありますように二つです。一つは、ご検討いただいている、「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討に係る提言（案）」、これを本日まとめてしまいたいと思っています。

　二つめは、あわせてですが、例年この時期に皆さまにお諮りしている、「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書案」がまとまっておりますので、こちらにつきましてもご意見を頂戴したいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　それでは、早速、「議題１　大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討に係る提言（案）について」、事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局　提言について事務局から説明いたします。

　まず、前回の解消協（大阪府障がい者差別解消協議会）において、条例の施行状況の検討として、事業者による合理的配慮についてご審議いただいた際の委員の皆さまのご意見を、参考資料１にまとめています。

　また、提言素案についていただいたご意見は、参考資料２にまとめています。

　これらのご意見は、本日の資料１の提言案に反映していますので、資料１で説明いたします。

　それでは、資料１の提言案をご確認ください。素案から修正した箇所は波線を引いています。時間の都合上、波線の箇所のうち、大きく追加修正した部分のみ説明いたします。

　墨字版の４ページ、点字版では７ページの中段になります。「広域支援相談員の相談対応における限界について」です。７月の第７回、及び前回１月31日の第12回解消協のご意見を両論併記で記載しています。

　委員からの主な意見として、点字版では７ページの一番下です。

　広域支援相談員が行う調査協力に係る義務規定を新たに追加することで、相談員が紛争解決の機能を有効に果たせるようにすることが求められる。ただし、規定は、事業者を指導したり、調査に協力しない場合に罰則を適用するものではないことや、事業者に過度な負担が及ばないよう、調査対象等を明確に規定することが必要である。

　事業者が広域支援相談員の活動に非協力的であるがために、解決が見込めない場合でも、あっせんでの紛争解決の仕組みを条例に規定していることから、事業者の協力義務規定は不要である。

　また、規定には法的効果がなく、知事による勧告・公表のように、実効性を担保するものではない。こういうご意見がありました。

　次に墨字版の16ページ、点字版では40ページの中段の、「３　まとめ」についてです。一つめの丸のうち、波線を引いている、「広域支援相談員の権限」についてです。点字版では41ページの上のほうになります。

　また、広域支援相談員は、相談事案の当事者それぞれの立場を理解したうえで、より良い解決を目指して、当事者からの信頼を得ることが不可欠である。

　広域支援相談員の活動に実効性を担保する仕組みを設けるか否かについては、相談体制の強化に資するかという観点から、今後も十分に検討していただきたい。

　二つめの丸、点字版では43ページの中段になります。

　「合理的配慮の義務化について」、事業者が、社会的責任として合理的配慮の提供を当然のこととして考え、自主的に取り組むことができるよう、行政が各関係機関と連携しながら施策を重層的に講じることが今まで以上に求められる。事業者による合理的配慮の義務付けは、その一つの手段として有効である。

　解消協としては、意義や効果、影響等を整理した結果、義務化に対する明確な反対意見はなく、義務化の方向で検討を進めるべきである。

　ただし、事業者には、義務化について合理的配慮の提供の範囲や、過重な負担の基準等に関する不安や懸念があり、慎重な検討を望む意見も多いことから、義務化にあたっては、これらの不安や懸念を解消するための具体的な取組みもあわせて検討し、実行していくことが必要である。

　また、事業者のみならず、障がい者や府民に対しても、法の理念等をより一層周知し、社会を構成する一人ひとりが、障がいを理由とする差別のない地域社会を築いていくよう取り組んでいくことが求められる。説明は以上になります。

○会長　ありがとうございます。それでは、提言案を項目ごとに区切って審議を進めてまいりたいと思います。修正箇所でいきますと、大きく２箇所ということになりますが、まず、提言の、「はじめに」から、８ページ、「合議体の機能について」まで、ご意見があれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょう。

　広域支援相談員の相談内容については、両論併記の形でご紹介させていただいております。このような形でよろしいでしょうか。下線部以外のところでも、改めてご意見があれば頂戴いたしますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

　それでは、続きまして、提言案の９ページから15ページまで、「まとめ」の前までとなりますが、こちらのほうはいかがでしょうか。

○委員　15ページのところ、実は、これは前回僕のほうから意見を言わせていただいて、参考資料２にも書いていただいているのですが、15ページでいいますと一番下の部分になります。

　今回の提言では、合理的配慮の義務付けについての意見というのを取りまとめている。

　今回は６回目、今年度はやっているわけですが、やはり今回の見直しについて、今までの計画というか、実態と見直しについては、やはり事業者の合理的配慮というのをどうするかということを絞った形で、議論は最初から規定されていて進んできたというようなことを感じています。

　本来的に言えば、このままの条例で本当にいいのかどうかということがあるわけで、他府県であるような、さまざまなことを規定している条例というつくりもありではないか。そういうことを個々の意見として言わせていただいたところです。

　そのことと、ここは、一体化して書いていただいているみたいなのですが、そのなかでも、特に早期に見直すべき具体的な課題として差別事象が明らかになってきているものがある。そういうものは部局間の連携を急いでやるべきではないかということと、全般的な見直しというのを、やはり今後も継続していくべきだというところが一緒に書いてあるような感じがします。

　具体的に言いますと、今の条例の規定では、３年を目途にして見直しということが書かれている。それで、今回も一応それに即した形で、今回の議論というのが行われているというのは理解しているところなのですが、決してこれで十分というわけでも、終わりというわけでもないと思います。

　むしろ附則が二つあったのですが、３年以内でも、事業者の合理的配慮については必要に応じて見直す場合があるというように、特だしでそこのところを附則に書かれていたわけですから、そこも影響して、今回３年後の見直しの具体的な内容というのが、合理的配慮の義務化に限定された部分もあるのだろうと思っています。

　何が言いたいかと言いますと、これも状況に応じてということですが、何も書かないと、見直しということを具体的になかなかやらないこともあると思いますので、今後もやはり状況に応じて３年を目途にした条例の見直しを行うということは、残していただきたいというのが意見です。

　それで、ここの書きぶりだと、その辺が少し混ざり合って書いているようにも見受けられるので、もう少し発言は明確な形で、ここのところの表現を書いていただけないかということを、前回も意見を言わせていただいたのですが、改めて意見を伝えさせていただくところです。以上です。

○会長　15ページの書きぶりを並列的に書くのではなくて、もう少し課題ごとに区切って書いたほうがいいという趣旨でしょうか。見直しの対象となっているのが、条例全般なのか、定義なのか、新たに起こる関連差別、複合差別のような類型があるから見直しが必要なのかというのがわからない書き方になっているので。

○委員　そうです。

○会長　それで、委員は、定義も、新たに起こる差別事例への対応も含めて、定期的に見直しが必要だということがクリアになるような修正が必要だという趣旨ですか。

○委員　はい。そのような趣旨でお願いできたらと思います。

○会長　そうしますと、15ページの最後の、「なお」の５行め、「必要であるとの意見があった。」にして、「今後も状態に応じて大阪府障がい者差別解消条例を継続して見直しの検討を行う必要があった」というのを改行して書かせていただいたらいいでしょうか。

○委員　そちらのほうが、意図として明確に伝わる形になると思いますので、そういう形での修文をお願いできたらと思います。

○会長　はい。これについてご意見はございますでしょうか。

○委員　これまで議論をしてきまして、まだ積み残された課題があるのではないかということを私は思っています。

　少し先のところになるのですが、私は、継続して検討、見直しを行うというのは、「まとめ」の一番最後にも加えたらどうかと思います。15ページのところは残しておいて、表現を変えるにしても。

　私も、引き続き検討する必要があると思いますので、そのような文章をお願いしたいと思います。15ページの表現を少し変えるのと、それから、「まとめ」の一番最後ぐらいにきたほうが、一言入れるほうが落ち着くのではないかと思います。

　といいますのは、広域支援相談員の実効性とか、相談体制の強化ということを議論してきました。これは両論併記という形の状況なのですが、これは、やはりこれから相談事例を一つひとつ取り組んで分析したりしながら、どのような形での体制や課題が必要なのかということを議論していく必要があると思います。

　また、その後のところで、事業者に対する合理的配慮の提供を義務にするという方向がなされました。それについては、過重な負担の基準など、懸念を解消するための取組みが必要だと書かれています。

　こういうところを、具体的に相談事例とか、あるいは具体的な事業者の悩みとかということを含めて議論を継続していって、必要があれば条例を改正するなり、条例は改正しないけれども、ガイドラインとかいろいろな形で改善していくということがやはり必要になると思いますので、そういう意味で、このようなまだ積み残された課題があるということから、今後も見直しも含めた検討をすべきではないかと思います。

　私は、そのことを15ページの表現にプラス、「まとめ」の17ページのところになるのですが、一言入れたらどうかなと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。そのほかご意見はございませんでしょうか。

　位置づけとすると、１５ページの「意見があった」という説明にとどまらず、最終的に「まとめ」で、「引き続き継続して条例の見直し・検討に取り組む必要がある」と書くのは、随分報告書の書きぶりとしてウエイト付けが変わってくるのですが、ご提案の趣旨でよろしいでしょうか。

　国の差別解消法の改正がどうなるかというのはわからない。方向性は、ほぼほぼまとまっていますが、具体的にどこまで変えるのかというのがまだわからず、国連の指摘を受けて法改正に取り組むということですので、遅くなると後２年ぐらいかかりそうなのです。それも踏まえて、もう一回必要かもしれない。

　あと、万博絡みで、よりユニバーサルな社会づくりに大阪府が一歩踏み出すとすると、今の時点の条例を更に見直す機会があるかもしれないなどということを考えますと、その含みもあわせて、条例に関わらず、大阪府の差別解消の取組みそのものを、どこかの点で見直すというのを方針に据えたらいいのかなというのが、委員らのご指摘だと思います。

　ご反対がなければ、一番まとめのところに、その旨を書かせていただいてもよろしいでしょうか。はい。多くの方々がうなずいておられますので、その旨を少し事務局と相談させていただいて、私のほうで修正をしたいと思います。

　そのほかございますでしょうか。

○委員　墨字の資料で10ページなのですが、啓発活動の②の事業者に対する啓発の「ア」のところです。一つめの丸のところで、「事業者アンケート結果から、事業者の法の浸透度は不十分であると考えられるが、過重な負担がないにもかかわらず配慮を行わないことは差別であるという認識は浸透しているといえる」、ここの表現がこれでいいのかなというところです。

　私はあまり素直に読めないので、思い込んで読んでしまうのですが、合理的配慮の不提供は差別だということは浸透していると言えるというところに重点が置かれてしまう心配があるような気がします。

　やはりアンケートで、私がショックだったのは、法律を知っているという事業者が３割だったというところです。

　ですから、まず、前半の、「事業者の障害者差別解消法の浸透度は不十分である」というところで文を切ったうえで、合理的配慮の不提供は差別という認識は浸透しているというふうに、明確にすべきではないかと思います。以上です。

○会長　はい。字句の訂正ということで、事務局と検討したいと思います。そのほかいかがでしょうか。

　それでは、最後の部分になります。16ページ・17ページの「まとめ」の部分でご意見を頂戴したいと思います。見直しについて、まとめのところで触れるというのは、先ほどご了解いただいたところでございます。それ以外でございますでしょうか。

○委員　引き続きで申し訳ございません。「まとめ」のところは大事だと思いますので、少し細かいところとか意見を述べたいと思います。といいますのは、報告書のまとめ、これが報告書の要点といいますか、方向になりますので、２点お願いしたいことがあります。

　１点めは、16ページの真ん中より少し上なのですが、広域支援相談員のところで書かれているところです。「広域支援相談員の活動に実効性を担保する仕組みを設けるか否かについては、相談体制の強化に資するという観点から、今後も十分に検討いただきたい」、相談体制の強化に資するという形で観点が書かれていると思います。ここについて、相談体制を強化するという方向が書かれているというのはわかるのですが、今後どういう形で検討していくかという点で、二つ入れたらどうかと思うことがあります。

　一つは、合理的配慮が義務化になる下で、合理的配慮を含めた不当な差別的取扱いの相談の対応の複雑さが出てくるのではないかということです。

　もう一つは、やはり対応が困難な相談事例です。そんなに多くはなかったのですが、前回も議論しました一つ、保育園の退所に関わるような事案がありました。このような形で、対応が困難な相談の検討を引き続き行うということを通じて、今後も十分に検討していくということが必要だと思います。

　一つは、広域支援相談員の対応する相談が、合理的配慮の義務化によってもっと広くなるのではないかということ、それから、対応が困難な相談というのをきちんと検証していって、相談体制の強化につなげるというところも、きちんとまとめのところで残したほうがいいのではないかというのが１点めです。

　もう１点は、墨字の資料の16ページの一番下のところです。「合理的配慮の義務付けのあり方」というところでこのように書かれています。「解消協としては、意義や効果、影響等を整理した結果、義務化に対する明確な反対意見はなく、義務化の方向で検討をすすめるべきである」、これはこうなのですが、「意義や効果、影響等を整理した結果」という一言でまとめられていますので、ここをもう少し書き加えたほうがいいのではないかと思っています。

　もう一つは、義務化に対する明確な反対意見はなかったのでやりますというのは、少し伝わりにくいのではないかと思います。３年前に保留にしたのに、今回なぜ義務化にするのだといった場合の義務化にする理由ということを検討整理した結果という一言ではなくて、中身を書いたらどうかと思います。

　議論で出てきたのは、やはり合理的配慮の提供の浸透が不十分な状況の下で、やはり義務化することが社会的な理解を進める、社会的な効果が大きいということを理由にして義務化にしようという議論になったと思います。

　義務化にすることによって、もっと社会的に合理的配慮の提供が進むのではないかということだったと思います。

　そのような理由を、きちんとここに書き加えたほうが、この報告書をもって、これから大阪府のなかとか、あるいはさまざまな関係者と議論していくうえでも、この理由をきちんと書くことが必要ではないかと思います。

　義務化によって社会的な効果が大きい、このことにより義務化を判断したのだということを、義務化の方向が必要なのだということを明確に書くべきではないかと思います。以上、２点書き加えたらどうかということを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。１点めは、広域支援相談員との関係で、合理的配慮の複雑な事案が今後想定されるということと、対応困難ケースへの対応についても、広域支援相談員のところで具体的に書き込んでほしいと。文言修正でいいますと、どこにどういう形で入れたらよろしいでしょうか。

○委員　「相談体制の強化」の前でしょうか。

○会長　何行めですか。

○委員　12行めです。

○会長　「不可欠である。」の箇所ですか。

○委員　すみません。まとめと言っていませんでした。13行めです。「担保する仕組みを設けるか否かについては」の後です。

○会長　複雑な合理的配慮事案が想定され、かつ、対応困難ケースが引き続き想定されることから、相談体制の強化に資するかという観点から、今後も引き続き十分に検討いただきたい。二つの点について検討する必要があるので、相談体制の強化に資するかどうかという観点から検討すると、そこを具体にするということなのですね。はい。ありがとうございます。

　あと、16ページの下から４行めのところで、解消協としては、意義や効果、影響等を整理した結果、どういう結論に至ったのかというところを明確にしたうえで、加えて、義務化に対する明確な反対意見もなかったことから、義務化の方向で検討を進めるべきであるということで、13ページで確認したことの内容を、改めてここで加筆するということでよろしいでしょうか。

○委員　はい。

○会長　今の修正意見について、反対、あるいは代案等のご意見はございますでしょうか。

○委員　私も、昨年度の秋ぐらいからの参加で、この委員会の全てを把握しているわけではございませんが、16ページの波線の下から、１行めから４行めの分なのですが、私たちも大変不慣れななか、団体として義務化に関する意見を述べさせていただいております。

　たくさんの団体が、義務化に関する個別の意見を提出されているものを、私、全てではありませんが読ませていただいております。そのことが、この４行のなかに、やはりしっかり明記していただければなと思います。

　というのは、「義務化に対する明確な反対意見はなく」ということにとどまらず、ほとんどの団体が、義務化に関するそれぞれの独自の立場を表明しております。

　私どもの団体の立場といたしましては、国連の差別解消法というものを一番トップに見据えたところからして、大阪府の条例がどうあるべきかということを含めて、私の考え及び理事会のなかで議論したことを表明させていただいているわけで、各団体は、非常に義務化に関する見解を受けることにエネルギーをさいて、アンケートの回答を出させていただいたと思うのです。

　そのことが、「整理した結果」というこれだけでまとめられるのは、少し悲しいなという思いが実はしております。

　なにも反対かどうかという意見だけで回答を提出させていただいたわけではありませんので、そのあたりの具体のもう少し綿密なまとめをいただけると、より義務化に関する解消協の時間をさいた意味が出てくるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長　事務局に改めてお尋ねしたいのですが、この提言案で、団体の意見、特に合理的配慮の義務化についての団体の意見はどこにまとめられて述べられているのでしょうか。

○事務局　事務局よりお答えします。まず、アンケートを採ったというところは、墨字版でいう２ページの下のほうに書いています。1,000社のアンケートと団体のアンケートの結果を踏まえ、広く意見を聞いたうえで検討を行ったと書いていまして、あと、団体アンケートを踏まえて解消協で計２回、11 月と１月とご審議いただいたその内容が、墨字版の１１ページからの、「事業者による合理的配慮の提供について」になります。

　それで、個別のアンケートのご回答というのを、この提言案に書いているわけではないのですが、アンケートを踏まえ、解消協として委員の皆さまからいただいたご意見が11ページから載っており、それを16ページでは簡潔に「まとめ」という形で書いていますので、事務局としては、アンケートを踏まえた委員の皆さまのご意見が、解消協としての提言案であろうと認識しています。

○会長　ありがとうございます。委員の立場では、各団体の意見が、もう少し明確にどういう意見があったということを盛り込んでいただけたら、議論の経緯もわかるのではないかという趣旨だと思います。

　解消協の構成員の半分以上の方が当事者の方々でございますので、当事者団体アンケートのご意見を踏まえて、皆さま方の意見をお聞きしてこういう結果になっているので、私たちは、これが当事者の意見を踏まえたものだということは、プロセスを知っている人間にとってはわかりますが、初めてこの提言案を見る人間からすれば、当事者の意見がどのような形でまとまったのかということがよく見えない。

　それぞれの団体のなかでご検討していただいていると思うので、意見を言われた方々が、「私たちの意見はどこにあるのだ」と言われるのは、やはり少しまとめ方とすればまずいだろう。

　事務局は悪意はないし、皆さま方の意見をもとにこれを修正してきていますので、十分反映されていると考えているとは思いますが、少しそこの主な意見をご紹介いただくような形で、改めて整理していただくことは可能ですか。

　おそらく文言の一部修正になるのだと思いますが、委員がご指摘いただいたように、その団体だけではなくて、団体とすればどういう意見があって、どういう趣旨から義務化の方向で検討するべきという指摘があったのかを強調していただくような修正をしていただこうと思います。

　そのほかいかがでしょうか。

○委員　今、会長がおっしゃったような形で、少し修正がなされたらいいのかなと思うのですが、ただ、16ページのまとめの部分に、今のような各団体でのこういう意見があったとかというようなものを入れるよりも、先ほどの11ページから12ページあたりの、解消協のなかで議論をした内容の補足的な意味合いで、各団体、団体名まで出すのかどうかは、これはまた検討していただくといいかと思いますが、こういうところの結果に至った経緯をしっかりとご理解をしていただけるような、例えば、当事者側からの意見、あるいは事業者側からの意見、そういうものを代表的なものとして、わかりやすく11ページ、12ページあたりに例示として入れていっていただくということでいかがかなと思います。

　あくまでまとめのところに、そこまで含めることはどうなのでしょうか。膨らませるというよりは、当然16ページのまとめの部分で、先程来からのいろいろなご意見はそのまま反映をしていただければと思いますが、ただ、このなかに、団体からの意見という形で入れるのはいかがなものかという気がいたします。

○会長　ありがとうございます。11ページ・12ページに、少し表などをつくっていただいて、主立った意見として例示するというような工夫をさせていただきましょうか。

　そして、まとめのところも、「事業者、当事者のアンケート等の意見を踏まえ、以下のような施行状況についての評価に至った」という一文を入れさせていただいて、まとめも含めて、事業者側、当事者側の意見として、こうした16ページ・17ページのまとめになったということを明確にするという修正をさせていただこうと思います。そのほかいかがでしょうか。

○ゲストスピーカー　先程来から議論されているところではないところの指摘になるのですが、16ページの、「３　まとめ」の丸のところの、下から５行め、「また、事業者の障害者差別解消法の浸透度が不十分であることから」の後の、「周知啓発等の浸透方法を検討していくべきである」の次のところで、支援地域協議会として、解消協が果たすべき役割について言及されているところについて、こういう内容を補足してほしいということでは決してないのですが、一点簡単に意見というか、私の考えをお話しさせていただければと思います。

　と言いますのも、既にこの間議論されておられるように、今回の報告書の内容としては、合理的配慮の提供の法的義務化を提案として含んでいるということもありますので、少しそれとも整合性を図るという意味でも、もう少しこういう取組みが必要なのではないかということをお話しさせていただければと思います。

　と言いますのも、私は専門が法学なので、こういうことを言うのは、若干私の立場からするとずれるところもあるのですが、障害者差別解消法とか、大阪府の条例が目的としている、合理的配慮の不提供を含む障がい差別のない社会をつくっていくという目的を達成するためには、一方で、合理的配慮の提供の法的義務化を含む法的ルールの整備ということが必要であることは言うまでもありません。

　しかし、それと同時に、おそらくこれは車の両輪としてもう一つ必要なのは、地域づくりなのだろうと思います。つまり広域である大阪府も含めた、一つの全体を含めた、大阪全体の差別のない地域づくりということもやはり合わせて重要で、おそらく地域づくりという側面も合わせて考えておかないと、結局、法的ルールの強化だけが前に行ってしまって、全体としての差別のない社会づくりにつながっていかないのではないかという懸念があるからです。

　それで、この点を地域づくりという観点から見たときに、この３年間の大阪府の取組みというのは、既にご承知のとおりでして、大阪府自身が相談の紛争解決の役割を担うという形でやってきたところです。

　そのなかで課題としてこの間出てきたのが、言うまでもありませんが、市町村とどうやって連携をして相談紛争解決の充実を図っていくのかということで、そのことはそれとして、これから先考えていかないといけないところです。

　それとあわせて、もう一つ考えておかなければならないと私自身が考えているのは、解消協の役割という点です。この点については、既に報告書案のなかでも、墨字版の資料の６ページの、「支援地域協議会としての機能について」のなかで既に書かれている事柄ですので、そこで言われていることも、もしかすると、これから先お話しする私の話の内容と重複するのかもしれませんが、私自身は、今後、解消協自身が、より地域づくりに積極的に関与していくことが必要なのではないかと考えております。このときの解消協の役割としては、おそらく二つあるのだろうと考えております。

　まず一つめですが、これは、差別事案を掘り起こすという役割が、今後、解消協には求められるのではないかという点です。もちろん、そうした形で差別事案を仮に掘り起こしたとして、皆さんに、「差別事案を解決してください」と投げるわけではなく、例えば、解消協の場であったり、あるいは大阪府の相談体制等を活用したりしながら、そうしたものとつながりつつ、差別事案を解決していくという役割がまずは一つ求められるところなのであろうと考えております。

　もう一点、これもやはり同時に考えておかなければならないのが、事業者への啓発を促すという役割です。特に今回の提言の内容として、事業者への合理的配慮の提供の法的義務化を含む、そういう提言を出すということとの関係では、解消協自身も、より踏み込んだ事業者への啓発の役割を担っていくこともおそらく必要なのだろうと考えております。それを具体的にどうやってやっていくのかというのは、今後、考えていかなければならない点なのだろうと思うのですが、やはりわれわれが、そういう決断ないし判断をするということは、同時に、そうした具体的な取組みを担っていくこともあわせて必要であるということは、ぜひ考えておいてほしい点だと、私自身は考えております。さしあたりは以上です。

○会長　ありがとうございます。もう少し前に言ってほしかったな。第10回か第11回ぐらいに言っていただくと、その内容が意見として10ページとか11ページあたりに具体的に取り込まれたはずなのですが。内容は重要なことで、１行、２行の文案の修正にはとどまらないので、どういう形で反映させるかについては、少し事務局と検討させてください。

　先ほどお二人の委員からありました引き続き検討しなければならない重大な案件なのだろうと私も承知しておりますので、それをもう少し「まとめ」、もしくは、10ページ・11ページあたりで具体的に踏み込んで書けないか検討してみたいと思います。事務局、これについてご意見はありますか。

○事務局　今いただきましたご意見につきまして、まだわれわれとして、どうしてほしいという意見を、今ここで申し上げる内容を持ち合わせていませんので、会長ともご相談させていただきながら、検討させていただきたいと思います。

○会長　ありがとうございます。そのほか、お願いいたします。

○委員　先ほどのその一つ前の話なのですが、墨字版の16ページの下から４行めの、「義務化に対する明確な反対意見がなく」というところの議論なのですが、皆さんのご意見、みんなそうだと思うのですが、積極的に義務化をすべきだという意見が多数であったということもありますし、アンケートのところにも、12ページの上のところでは、事業者アンケートの結果では、義務化への賛成意見が８割程度であると出ています。だから、賛成が圧倒的に多くて、かつ、義務化に反対する明確な反対意見もなかったということなので、賛成意見が多かったと言うことも書くべきだと思います。

　消極的に取り組むのではなく、皆さんのご意見としては、積極的に義務化にすべきだという意見が多いことから、この提言の内容もそこを前面に出していただきたいと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。ご意見に沿った修正をさせていただこうと思います。そのほかいかがでしょうか。

○委員　私たち当事者としまして、非常に素人考えであるということをご理解いただくうえで、最後の１６ページの４行のところが、最も今回の協議会の果たしてきた役割を表現するところかと思います。

　先ほど私の提案を、少し前向きにと受け止めていただいたことは非常に感謝している次第なのですが、何も団体のことを各論として書けという意味で言っているのではなく、今、委員がおっしゃったように、このままの表現ですと、「義務化に対する明確な反対意見はなく」と書いておりますが、はっきり申し上げて、それだと、むしろ８割の賛成があったということを否定していると思います。

　そのあたりでは、これは重大な書き換えが必要だというふうに、そもそも私はそれを言いたくて、非常に遠回りした表現をさせていただいたのですが、これは事実とちがうのではないかと。

　「明確な反対意見はなく」ではない、とんでもないと、私たち、ざっと読ませていただいて、ほとんどが賛成なのです。

　それで、解消協の大きな役割は、義務化という大きな役割に向けて、私たち当事者団体も参加させていただいているというのが本音でございます。これがなければ、バックボーンのない解消条例というものがあってどうするのだと思って参加させていただいておりますし、私たち当事者団体の理事会としましても、これは非常に大きな条例の見直し、一部見直しに向けて頑張ろうではないかというところでございます。

　文言は、16ページのこの４行はそのままにしておいて、ほかで手入れをというよりも、先ほどの委員がご指摘になった８割の賛成ということと、細かなアンケートを読ませていただければ、義務化に関しての、なぜそれを望むかということの意見ばかりでございます、ほとんど。積極的に反対しておられるのは１、２だったというふうに私は記憶しております。

　ですので、大変強い意見を申し上げて申し訳ございませんが、これは私の意見でございますので、「こういう意見を言う当事者団体もあったな」ということでご認識いただければありがたいと思います。

○会長　ありがとうございます。そうしますと、本文中で、各団体の主要な意見を表等でご紹介する必要はないでしょうか。

○委員　いや。それは私にはありがたいところです。

○会長　趣旨からすると、一番最後のところを明確にしてほしいという趣旨で受け止めてよろしいでしょうか。

○委員　「明確な反対意見はなく」というところを、はっきり「８割」、あるいは「積極的な賛成がほとんどであった」という表現を入れていただけるならという、交換条件だとすれば、それのほうが私は、この間の協議の経緯を明確に反映していると思います。

○会長　はい。ご発言の趣旨がわかりました。お二人の委員の趣旨に従って、文言の修正を図りたいと思います。そのほか、お願いします。

○委員　今、議論になっている、「まとめ」のところなのですが、16ページの下の波線のところでいうと、解消協として、団体等明確な反対がないという、そこの書きぶりについては修正ができればいいのかなと思うのですけれど。

　むしろその前段に書かれているところが、解消協としての結論部分を端的に４行で表されているのかなと思っているのです。「事業者が社会的責任として、合理的配慮の提供を当然のこととして考え、自主的に取り組むことができるよう、行政が各関係機関と連携しながら施策を重層的に講じることが今まで以上に求められる。事業者による合理的配慮の義務付けはその一つの手段として有効である」ということ、これは、解消協としての議論の一つの結論めいた記述だと思うのです。それに添える形で、解消協としてこうだということが書かれているのですが、そこの詳細については、先ほど事務局からも説明がありましたように、墨字の11ページの下段部分から12ページ、あるいは事業者としての義務化による影響についても、この報告では13ページ・14ページに書かれていて、14ページに、事業者のなかに義務化についての慎重な対応を求める意見があることに対しての、これを義務化することで建設的な対話を進めるための取組みを具体的に検討していけるというような、そういう義務化に向けたこの間の議論をまとめ部分ではないのですが、展開したうえで、まとめにつなげているということで読みました。

　先ほど言っていた16ページの結論部分でいうと、上の、「事業者が」から、「有効である」までのところが、もう少し浮き立つというか、ここが結論なのだというようなことが見やすくなるように、もう少し工夫ができないのかなということ。そして、それに添える形の解消協としてのプラスの意見、調整というか、検討というか、そういったところの経過については、その先に書かれていたのが11ページ・12ページ以降、そこの部分をもう少し引くというか、そこに実際書かれてあることをもう少しなぞって、明確な反対意見はないという、どちらかというとマイナス的な書きぶりではない、もう少し積極的に各団体でこういう提言が代表例としてあったというような、そういった紹介の仕方で、合理的配慮の義務化について結論を付ければいいのかなと思っています。

　そのことについては、12ページの一番下の丸の「合理的配慮を努力義務とした以上、条例改正により法的義務化する立法趣旨を明確化」するということの必要性をここで述べていますので、そこをもう少し結論のところで、改めて振り返るときに浮き立つような書き方ができないかなと思いました。以上です。

○会長　はい。今日が最後になりますので、修正案については具体的に述べていただかないと、少し行き違いがあると困りますので、具体の修正案をご説明いただけませんか。趣旨は、16ページの一番下の丸のところに、もう少し丁寧に詳しい説明を述べろという趣旨だとは思うのですが。

○委員　実際にここで、16ページの一番下の丸の３行め、「事業者が」というところから、「有効である」というところ、これが一つの大きな結論ということになっているわけではないですか。ですから、ここが大事であって、その下に、解消協としての意見がどんなものだったかということは、明確な反対意見がなかったという事実、これで添えることによって、上の、「手段として有効なのだ」というものを補足しているというふうに私は読むのですけれども。これをどう変えろと言っているのではなくて、上のところが結論なのだということが、もう少しクリアに前に出るような書き方はできないのかなということで、何かこう書けばよいという案が、今、頭にあるわけではないので恐縮なのですが、どうしても、「解消協としては」からの２行が、皆さんの目に強く止まっているような気がしますので、そこはプラスアルファとして出されている補足的な、上を補強するうえでの意見なのだという、こういった意味に取っているのですが、そこはそうではないということであれば、またそこはいろいろ議論があるのかなとは思うのですけれども。

○会長　ありがとうございます。16ページの最後の丸は、次に、条例附則規定に基づき、障害者差別解消法第８条第２項に定める事業者による合理的配慮の義務付けのあり方について、解消協として検討した結果を述べる。これも、解消協としては、事業者が社会的責任として、こうつながる。全てまとめのところは解消協の意見なのです。

○委員　そうですね。

○会長　はい。

○委員　ですので、改めてここで「解消協としては」と書いてあるので、何かそこが目に止まるのかなというふうに思ったのです。

○会長　はい。了解です。ここもポジティブに書くということですね。では、順番にお願いいたします。

○委員　今の議論がありますので、私は、「意義や効果、影響等を整理した結果、事業者に対する合理的配慮の浸透が不十分なことで、義務化することが社会的な効果が大きいということですすめるべきと判断した」というふうな形に入れたらどうかと思います。

○会長　はい。ありがとうございます。

○委員　委員がおっしゃっている、「事業者が」のところ、「義務付けはその一つの手段として有効である」、これは、確かに結論はそうなのですが、これは、３年前も同じような考え方があったと思います。これは法律の考え方としてありますので、ただ、それをいったん保留にしたのですよね。そのときは合理的配慮が浸透していない、事業者にそんなに浸透していないので、今、義務化しては早いのではないかということで保留にしたのですね。

　それで、その３年後、事業者アンケートとか状況を見てくると、事業者に対する合理的配慮の浸透がやはり不十分だという結果から、義務化を通じて浸透を図るべきではないかという結論になったということですので、委員のおっしゃるこの４行、これを伝えたいのですが、このことが、今の時点で現状評価したときに必要だと思ったというのが、解消協としての検討を進めるべきであるという結論だと思いますので、私は、先ほど私が提案したような、「整理した結果、このような観点で義務化の方向で検討を進めるべきである」ということを書くことで伝わるのではないかと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員　今、具体的な文言で提案したらどうかというご意見をいただきましたので、大変ありがたいなと思います。これは当事者団体として、独断でこのチャンスということで言わせていただきますと、この間のアンケートという事実がしっかりした事実、これはデータとして解消協が把握したわけですので、この文言を私としては提言したいと思います。「事業者アンケートでは、多くの事業者から義務化の期待が寄せられ、義務化の方向で検討をすすめるべきである」という文言を提案させていただきます。

○会長　はい。

○委員　８割ということは、明記されるのは非常にわかりやすいと思いますが、私たち的に申し上げれば、ほとんどの団体から義務化の期待が寄せられているというふうに、このアンケートを読んでいいのではないかという観点で申し上げております。

○会長　「事業者アンケート及び団体アンケートでは、ほとんどの意見として義務化に賛成する意見が多く」ということですね。

○委員　そういう多くの期待が寄せられているという。

○会長　はい。多くの期待が、はい。そのほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

○ゲストスピーカー　16ページのことに関して、これは、やはり誰が読むのかということをまず考えるべきだと思います。「まとめ」というものは、基本的にこのデータについて繰り返し述べる必要はあまりないというのが僕の結論でして、これは、べつに当事者団体のご意見を否定しているわけではありません。

　むしろここでは、一番ここの文言として結論的にいうと、解消協としては、積極的に賛成だったという趣旨のことを端的に入れるか否かのことに尽きると思います。

　それで、アンケート等々に関しては、11・12ページで書かれていますし、それから、普通、これを専門的な方とかがもしお読みになった場合、あるいは議員さんとかがお読みになった場合、アンケートのデータ報告書などもたぶん別途出るのです。それをご覧になるわけですから、しかも、11・12ページにかなり書いてあります。

　それから、そのほか16ページにも諸条件に関しては言及されておりますので、まとめのところで、それについて改めて繰り返す必要はない。むしろ余分なことです。すみません、委員のご意見を否定しているわけではないのですが、シンプルに結論的なことを書くというのが一番大事と思うのです。

　それで、ここでたぶん解釈で一番難しいのが、結局、「事業者が」で始まる５～８行というのは、結局、誰が主語なのかというのが非常に不明瞭なわけです。なので、こういうときはやはりわかりやすく書くということを、しかも、「３　まとめ」ですし、目次にも上がっておりますから、先ほどあったように、「積極的な意見が多かった」とかという趣旨のことぐらいで結構で、それをあまり事細かく削ることはないと思います。それは既に11・12ページ、あるいは16ページの諸条件、そして、調査報告書が別途出ると伺っていますので、事務局、それは間違いないですかね。数値のほうは、それをご覧になるでしょうから、ここに関しては、やはりわかりやすいことを書くということがよいのではないかと思っております。以上です。

○会長　ありがとうございます。両方検討させていただこうと思います。

○委員　意見としましては一つなのですが、３年前に条例ができたときに、義務化についてその話は保留になりました。そのときには合理的配慮の提供という意味がまだ広まっていないという背景があったと思います。

　その場合には、社会モデルという考え方がありましたので、合理的配慮の提供というのは社会モデルということである。そういう社会モデルというのは、はっきり言葉を出しますが、それを書き入れてほしいということ。合理的配慮の提供という言葉の前に、「社会モデル」という言葉も、社会モデルである・ないということは、それを読む人にとって、社会モデルという言葉、描くモデル等は変わって、そういう考え方を変えるというもとに必要があるということを受け止めてもらえるというような意味で、「社会モデル」をどこかに入れるという、それを入れるか入れないかということがやはり違いますので、きちんと入れてはどうだろうかということです。以上です。

○会長　ありがとうございます。どこに入れるかなというのが悩ましいところで、「はじめに」のあたりに入れるか、あるいは義務化の議論のなかで入れるか、少し社会モデルについての言及させていただく場所は検討させてください。はい。ありがとうございます。そろそろよろしいでしょうか。

○委員　16ページですごく困って恐縮です。車の両輪について、読んでいて僕自身勉強不足もあって、すぐに理解できなかったのですが、「車の両輪の一つが相談及び紛争の防止または解決のための体制の整備」、しばらく下がって、もう一つが、車の両輪の一つである啓発という、啓発が二つめだと思うのですが、啓発にも括弧を付けたほうがよりわかりやすくなるのではないかと思った次第です。以上です。

○会長　ありがとうございます。はい。よろしいでしょうか。そうしましたら、いただいたご意見につきましては、改めて事務局と協議させていただいて、必要な字句の修正をあたりたいと思います。

　そのうえで、皆さま方には、改めて事務局から説明に回らせていただこうと思います。その修正案につきましては、私のほうに一任いただければと思いますので、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

　それでは、ここで10分の休憩に入りたいと思います。

（休憩）

○会長　それでは、そろそろ始めさせていただいてよろしいでしょうか。

　それでは、「議題２　障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書案について」です。分量が多いので、途中で区切ったうえで質疑応答を行いたいと思います。

　では、資料２－２、32ページ、点字版では79ページまで、及び資料２－３について事務局から説明お願いいたします。

○事務局　それでは、今年度の取組みの報告書となります、「障がい者差別解消の取組み等相談事例等の検証報告書案」について、墨字版32ページまで、点字版は79ページの上のほうまでを説明いたします。

　資料２－２、墨字版の３ページ、点字版では７ページの上のほうです。「２　広域支援相談員の対応実績について」から説明いたします。

　上から二つめの丸、点字版では７ページの下方になります。

　今年度12月末時点において、広域支援相談員が対応した実相談件数は、新規事案が151件、前年度から継続している相談事案２件と合わせて153件、前年度同期間の実相談件数133件より増加しています。

　その下の丸、相談者の内訳において、市町村からの相談の比率は３割弱にとどまっているが、前年度が22％に対し、12月末時点の実績として約27％とやや増加傾向にある。このことから、住民に身近な相談窓口である市町村での対応が徐々に進み、府が市町村への情報提供や技術的助言等の支援を行うという、広域・基礎自治体の役割に応じた機能の発揮と連携がなされつつあると考えられる。

　一つ飛ばして、点字版では８ページの一番下になります。

　一つ飛ばした丸、相談内容の類型については、不当な差別的取り扱いが４件となっており、前年度の14件より減少、合理的配慮の不提供については15件で、前年度の14件からほぼ横ばい、また、「その他」のうち、「不適切な行為」は29件と前年度から横ばいであり、法上の差別の類型には該当しないが、事業者による不適切な発言や態度のあった事案についてもキャッチし対応している。

　次に、「合議体における助言・検証の実施」について説明いたします。墨字版で12ページ、点字版で28ページになります。

　「合理的配慮の提供に当たり紛争に至る要因と相談員等の対応のあり方について」です。

　平成28年度から３年間で、広域支援相談員が対応した合理的配慮に関する事例をもとに、紛争に至る要因を洗いだし、広域支援相談員による対応等について検証を行いました。

　合理的配慮の提供に関して紛争に至る要因としては、「（１）物理的環境への配慮及び意思疎通の配慮」として、①事業者側の障がい理解や合理的配慮の理解の欠如、②人員体制や費用、準備期間等から対応が困難（過重な負担）、

　「（２）ルール・慣行の柔軟な変更」、①他者との公平性を失するのではとの懸念、②当事者等の安全性を失するのではとの懸念、③規定・マニュアルの一律的な運用（現場での柔軟な変更の難しさ）というところが想定されます。

　これらの要因に対して、合議体からは、一つめの丸、事業者は障がい者に必要なアクセスを確保し、障がい者が障がいのない人と同じようにサービスを受けられるようにするため、通常とは異なる取り扱いが必要かという機会平等の立場に立って、配慮のニーズを評価し、配慮を行うことの合理性・妥当性を検討することが必要である。

　一つ飛ばして、点字版では30ページの中段です。

　公平性、安全性、規定・マニュアルの一律的な運用に関しては、事業者にとっては過重な負担の問題ではなく合理性の問題である。

　あっせんについては後ほど説明いたします。

　次に、個別事例の検討として、16ページ、点字版では39ページの下のほうになります。

　「事例１　視覚障がい者の商業施設内店舗への誘導について」です。相談内容として、視覚障がい者が、商業施設の管理会社に電話連絡し、１階入り口から施設内他階店舗までの誘導を依頼したが断られたというものです。

　話し合いの結果、今回は管理会社社員が、１階入り口から店舗までを、店舗内は店舗店員が誘導したが、今後は対応不可とのことでした。

　合議体からは、一つめの丸、合理的配慮の提供は、①本来の業務に付随するもの、②障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、③事務・事業の本質的な変更には及ばないこと、この３点が合理性を考える要件であるとのご意見があり、それに沿って検証いただきました。

　なお、本事例は、最終的に施設管理会社が当面の誘導対応をすることになりました。

　次に18ページ、点字版では45ページになります。

　「事例２　視覚障がい者の結婚相談所への入会拒否について」です。視覚障がい者が、結婚相談所に会員登録について問い合わせをしたところ、視覚障がい者が満足できるようなサービスを提供する体制が整っていないため、現時点では入会は遠慮いただいているとの回答が返ってきた。障がいを理由とする不当な差別的取扱いであるとの相談です。

　結婚相談所は、入会を強く希望されるのであれば拒否はしないが、介助者を含め第三者への閲覧は会員規約で禁止していることと、操作の補助等は行っておらず、サイトの音声読み上げシステムに対応していないとの説明がありました。

　合議体からは、不当な差別的取扱いに該当するかどうかについての意見や、介助者は第三者とは言えないのではないかというご意見がありました。

　次に20ページ、点字版では51ページの中段になります。

　「事例３　車いす利用者によるＵＤタクシー乗車拒否について」です。相談内容は、電動車いす利用者が、駅前タクシー乗り場にＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシーを見つけたので、車いすのままで乗れるかを確認したところ、乗務員より、タクシー乗り場の先頭に案内された事案になります。

　事業者の説明では、ＵＤタクシーを止めていた場所が正規の乗り場ではなく、停車位置は車いすのまま乗車対応できる状態ではなかったとのことです。乗務員は、車いすを折りたためば普通のタクシーでも乗車が可能であると思い、正規のタクシー乗り場を案内したというものです。

　合議体からは、20ページの一つめの丸、乗車拒否は頻繁にあるが、ＵＤタクシー乗車に時間がかかることは乗車拒否の正当な理由にはならない、二つめの丸、乗務員の意識向上や啓発が必要との意見がありました。

　次に21ページ、点字版では54ページの下のほうになります。

　「事例４　車いす利用者による施設内での座席利用について」です。車いす利用者より、施設で開催されるイベントチケットの後方席を予約し、当日会場にて車いすスペース利用を希望したところ、スペースが前方席の位置になるため、予約分について前方席との差額分を支払うように求められたとのことです。

　ウェブサイト等には、車いす用スペースのチケット代が前方席対応との記載がなく、また、借用施設のため、イベント主催者には車いすスペースの決定権がなかったというものです。

　事業者は、ホームページに車いす席についての記載を追加し、また、今後のイベントでは差額を徴収しない方向で関係者と調整しているとのことでした。

　合議体からは、二つめの丸、施設の環境整備と施設利用にあたっての事業者の対応は分けて考える必要がある、現状において、一般的に車いす利用者が利用できるスペースは制限されていることから、施設の環境整備は根本的な課題として検討すべきであるというご意見がありました。

　続きまして24ページ、点字版では61ページの中段になります。

　「事例５　事業者内研修会における障がい者への対応について」です。相談者が、会員で構成される団体内の研修会の講師として立候補したが、研修会運営側が相談者に相談なく、講演時間の短縮や実施方法を決めていた。

　団体からは、謝罪とともに、相談者の障がい状況を踏まえ、相談者の負担を考慮した対応であったとの書面が届いた。

　相談者は、団体からの謝罪及び障がい者差別についての正しい理解と研修等の実施を要望したものです。

　団体の見解としては、本件は障がいに起因するものではなく、私的な研修会であるため、研修会は事業者には該当しない。ただ、一方的に講演時間等変更を行ったことは不適切な行為であると認識し、運営担当者には指導したとのことでした。

　合議体からは、研修会は事業としてとらえるご意見と、研修会は事業ではないというご意見、あるいは事業の一環ではあるが、不特定多数の顧客に対する行為ではなく、団体内部のことなので、差別解消法で立ち入ることは慎重に検討すべきとのご意見がありました。

　続きまして26ページ、点字版では66ページの下のほうになります。

　「事例６　医療関係の専門資格実習における合理的配慮について」です。専門学校に通学している発達障がい者が、話の文脈が読めない等の障がい特性があり、学校に対して授業場面や実習に際しての合理的配慮を求めているが応じてもらえないとの相談です。

　学校は、相談者からの配慮の申出には対応しておらず、配慮の申出の共有もしていなかった。また、実習時から、自分で考え行動できないと卒業してからも困ることにもなるので、配慮の申出に対応する必要はないとのことでした。

　合議体からは、27ページの上から四つめの丸の途中から、障がい特性を理由に専門資格を要する仕事は向いていないのではないかという固定観念は合理性がなく、障がいがあっても対応できる業務がある可能性もあり、本人の将来に可能性がないわけではない。学校が、障がいや障がいを踏まえた適性を理由に配慮を提供しないことは正当な理由があるとは言えない等のご意見がありました。

　これらの合議体での意見を踏まえ、28ページ、点字版では70ページの中段になります。「（２）相談事例等の整理と検証」で総括しています。

　29ページ、点字版では74ページの、「ウ　合議体によるあっせんの考え方に関する意見」です。合議体で、あっせんについて整理いただきました。

　一番上の丸から、大阪府の紛争解決の仕組み（広域支援相談員、合議体）は、障がい者・事業者の調整をするなかで、場面や状況に応じたさまざまな配慮を検討・提案し、双方を合意形成に導いていくことが役割であり、合理的配慮の不提供か否かの判断を行う機関ではない。

　次の丸、あっせんの持つ性格を考えると、当事者間の合意がない場合に、合議体が常に明確な判断や解決策を提示することは難しいことから、解決策を提示するかどうかは事案ごとに判断すべきである。

　当事者間の意見が対立している場合に、合議体として、両者に解決策を提示し当事者が合意すれば、それがあっせん案として成立すると整理することができる。

　次の丸、条例第10条第４項は、当事者間の合意形成がなされた場合に、その内容を文書として残し、双方の署名をもって履行を促すためのあっせん案を作成・提示することができることを定めた規定であると解釈できる。以上、資料２－２の説明になります。

　最後に、資料２－３ですが、これについては、相談員の受け付けた相談事例のうち、不当な差別的取扱い４件と、合理的配慮の不提供に関する事例15件、不適切な行為29件、不快・不満28件、環境整備１件の概要について記載したものです。時間の都合上、説明は省略させていただきます。説明は以上です。

○会長　ありがとうございます。それでは、事例を六つほど紹介させていただいておりますので、それについて皆さま方から意見を頂戴したいと思いますが、まずは、事例以外のところでご質問、ご意見などございませんでしょうか。その後で事例についての話を伺いたいと思います。

○委員　大変素人で申し訳ございませんが、これは誰を対象にして提出を想定しているものなのでしょうか。と申しますのは、差別解消ということを進めていくうえでは、一般市民の参加意識のレベルアップということが必要だと思うのですが、非常にこの文書が公的文書といいますか、平たく言うと、私たちは、「お役所文書」とよく言うのですが、何を言わんとしているかというのが非常にわかりづらくて、例えば、２９ページの「ウ　合議体によるあっせんの考え方に対する意見」の白丸の２番めなのですが、「あっせんのもつ性格を考えると、当事者間の合意がない場合に、合議体が常に明確な判断や解決策を提示することは難しいことから、解決策を提示するかどうかは事案ごとに判断すべきものである」と、要するに何なのだということを書いていただいて、私たち市民にもわかるようなものにしていただければなという、非常に素朴な願いなのです。

　要するに、あっせんの内容によっては、当事者間でうまくいかない場合は、合議体でも、それぞれの事例に応じて解決策を相談するよということなのか、非常にとらえづらいというのがこの文章全般なのです。

　なので、もう一度申し上げますが、これはいったい誰が読むことを想定しているのかということを教えていただきたいと思います。

○会長　はい。検証報告書の性格に関わるものについてのご質問だと思いますが、改めて従来の考え方をご説明いただけないでしょうか。

○事務局　まず、検証報告書そのものは、大阪府が、１年間の府の取組みを報告書にまとめて、府民、府民のなかには事業者の方も含まれますが、府民に公開しているというものです。

　そのなかに、さきほど説明した合議体で検証した事例、ここについては、合議体としても、合議体の長が解消協に報告する義務がありますので、その部分は、合議体の長としての報告も兼ねた記載となっています。

　それで、今、委員から、29ページの記載がやや府民には理解が難しいのではないかというご意見をいただいているのですが、28ページ、29ページの中段、「エ」のところまでは、合議体で出たご意見をまとめたもの、つまり事例１から事例６までで出た諸々の合議体のご意見を、28ページ、29ページの「エ」まででまとめていまして、そういう意味で、合議体で出たご意見ですので、やや府民の方にわかりにくい部分が、もしかするとあるかもしれないのですが、「じゃあ、そこを受けてどうするのか」というところは、29ページの、「②府における整理と検証」のところに、大阪府の見解を書いているということになります。

　あっせんのところは、30ページの「ウ　あっせんの考え方」ということで、「引き続き検証していきます」ということを書いているのですが、大阪府の考え方を府民にお示ししているということになります。

　もう１点、あっせんの解決策の部分がどういうことかというところなのですが、このとき合議体で出たご意見としましては、当事者間で合意がされていない場合に、合議体としてあっせん、解決策を出せるかというところをご議論いただいており、合議体からは、解決策を合議体として、当事者の方と事業所の方の建設的対話が、合議体のあっせんの場を通じてもなされない場合に、合議体として、「こうしたらいいのではないですか」という案を提示するかというのは事案ごとで考えましょうということを、ご意見としてこのときにいただいたものです。以上です。

○会長　主たる目的は、特に合議体での事例に関しては、障がい者差別解消協議会で事例を共有するということから、合議体で出た内容、「こういう意見がありました」とご紹介させていただく形になっています。

　ですから、皆さま方がわかりづらいというのであれば、改めてそこの趣旨を、今の委員のようにご発言いただいて確認する場が解消協の役割になります。

　あわせて、付随的な役割とすれば、こうした事案について、大阪府として、どういう考え、どういう論点で、どのように考えるかということを、市町村の相談担当機関にも共有していただく目的も持って、このような形でまとめさせていただいているところだと認識しております。

　それで、委員がおっしゃるように、これを、市民・府民に対して、啓発的な資料として配布しようというのであれば、もう少し違ったものとなっていくと思います。

　ただ、本来的な役割は、ここで事例を共有するため、そして、条例が適切に運用されていることを、府議会の皆さま方にも知っていただくために、こうした報告書を毎年取りまとめているというところでございます。ありがとうございました。そのほかご意見お願いいたします。

○委員　あっせんの考え方のところなのですが、私としては、この件について、あっせんということについては、一般的には、まず、あっせんにかけるかどうかというのを当事者間で合意しないとあっせんにならないということです。

　それで、あっせんが開始した後に、当事者の合意ができれば、それはそれでいいわけですが、できなかった場合は、合議体の判断に委ねますというのがあっせんという意味だと思うので、合意ができない場合にあっせん案を出さないというのはおかしいのではないかと思います。そういうふうに言ったつもりだったのですけれど。

　あと、確かに合理的配慮の提供については、なかなか判断は難しいというのはあるのですが、ただ、不当な差別的取扱いになると、なる事案があっせんに載っているわけですから、なると。

　だけど、こういう合理的配慮が提供されると、不当な差別的取扱いではなくなるのだから、「こういう合理的配慮をされたらどうですか」というあっせん案が出てくるのだと思うのです。なので、提示そのものは難しくもないのではないかと思うのですけれど。

　それで、こういうふうに考えた場合は、何のために知事の公表まであるのかというところに出てきて、これだと、そういう約束をしたけれど、約束を守らない場合だけということになってしまいますよね。なので、これでいいのかどうかというのが少し疑問なところです。

○会長　ありがとうございます。私個人の意見とすれば、委員の考え方とそう違うものではなく、最終的にはただ解決案を提示するかどうか、特に文書にて解決案を提示するかどうかについては、事案ごとに検討すると。

　それで、そのプロセスにおいて、「こうしたらどうですか」という提案は、建設的な対話のなかで、調整役としてこのあっせんの場で、委員は繰り返し行っていくことになるのですが、最終的に一方が受け入れられない、あるいは一方がそれでは満足できないといった場合に、「こうしなさい」という文書を常に出すかということについては、ケースバイケースで考えましょうと。

　それで、おっしゃっていただいたように、企業名の公表につなげなければならない、広域を考えた場合には、看過できないような事案については、当然、「こうしてください」という文書を出して、それに従わない場合については、しかるべき対応を知事に求めていくという手続きに乗っていくもので、その点についても、委員のおっしゃっていることと、この文章の言わんとしていることとは、そう大きく食い違いはないように思うのです。

　ただ、やりとりしてみないとわからないことがあって、ここでどれだけ具体的に踏み込んで書くかということについても、委員の間でも意見が違うので、こういうような表現になってしまったというのが正直なところです。

　それで、事例を積み重ねていくと、この事例についてはあっせん案を出すべきもので、理由とすればこうした意見からあっせん案を出すに至ったというような報告が、年次報告書のなかで出てくることがあるかもしれません。今の段階では、この事案について、こうした意見でとどまっているということでございます。事務局、これについて補足して説明いただけますか。

○事務局　会長にご説明していただいたこととほぼ同じことにはなるのですが、先ほど委員がおっしゃったように、あっせんというのは、両者であっせんを受けるかどうかという判断があって、そのうえであっせん案の提示というのがあろうかと思うのですが、その一番最初の合意が難しいような案件でも、建設的対話を進めるという趣旨で、合議体として仲立ち的な意見を申し上げるとか、そういうことはできるかという趣旨というふうには理解しています。以上です。

○会長　はい。それ以外でご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員　今回、先ほどの質疑のなかにもありましたが、検証報告書は、府民の方が一応誰でも見れるということでよろしいのでしょうか。大阪府のホームページ上に公開される。

　それで、事例は、６件ありますが、本文の10ページのところに、一番最後のところに、「事例の取扱いについて個人情報取扱い事務の等々」ということで、「実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどの加工を行っています」と書かれてはいるのですが、検証報告書はかなり詳細な内容まで書かれていて、個人情報の取扱いをきちんとやっているということはここには書いているのですが、ご本人が見たら、「これは私のケースだ」ぐらいのわかるような感じなのですか。それさえもわからないようにされているのですか。

○会長　事務局、説明いただけますか。

○事務局　ご本人がこのケースを見られたときには、おそらく私のケースだなというのはわかられると思います。

○委員　そのあたりのところは、10ページに書かれているので、十分配慮をしているのだということになるのでしょうが、やはりここもいろいろ検討はされたほうがいいのではないかというような気がしますがいかがですか。ちょっと私もここまでのところは、これだったらというのはあれなのですけれども。

　当然ながら、お申出をなされた人が、自分の相談内容がこういう形で、誰でも見れるような形で出ているということを、もし、お知りになったときに、どういうふうに思われるのかなというのは気になるところでした。

　それと、資料２－３も、同じようにホームページなどにアップされるのでしょうか。これは、こちらのように内容を一部変更するとかなされていますか。

○事務局　こちらについても、若干抽象的な表現においています。

○委員　そうですか。かなり詳細なところまで書かれているので、個人情報のほうでいうのなら、少し検討なされたほうがいいような気がしました。以上です。

○会長　ありがとうございます。事例掲載については、ご本人には一応確認はいただいているのですか。

○事務局　個別にご本人に確認しているということはないです。ただ、第三者がご本人を特定できるというふうな内容にはしていないつもりではいます。

○会長　第三者が、「これはＡさんのものではないか」と思われる情報に関しては全て落としているが、申立てた本人は、「これは私の事案だ」ということはわかる。

○事務局　はい。そういう趣旨です。

○会長　トラブルを考えた場合には、本人が、「載せてもらいたくない」と明確に言っているものは載せないほうがいいので、そうすると、少なくても一度はお目通しいただいて、「掲載してもいいか」と聞くことも、委員がおっしゃる、「より丁寧な取り扱いを検討されたらどうか」という趣旨にかなうかもしれないですね。

　それで、資料２－３に関しては、主要な事案をケースとして紹介する以外でも、どういうものがあったかということは、オープンにするべきだというご指摘もあって、可能な限り加工して載せていこう、相談事例については見える化しよう。それが、各市町村との事例の共有であったり、事業者・団体との事例の共有という意味があると考えて載せておりますが、委員は資料２－３についても、もう少し慎重であるべきだと。

○委員　そうですね。このあたりはどのように取り扱うというのは難しい問題だろうと思うのですが、少なくともこちらの報告書のなかで扱われている事例については、やはりご本人の了解をいただいておいたほうがいいのではないかと、かなり詳しい記載になっておりますし、いくら修正をしているといっても、本人は自分のケースであるというのはたぶんわかるだろうと思いますので、そこは少し検討なされたほうがいいようには思います。

○会長　ありがとうございます。いかがですか。

○事務局　改めて事務局のほうで、もう一度、今、おっしゃった趣旨を踏まえて少しお時間をいただきます。

○会長　大阪府内の市町村の支援地域協議会での判断であったり、相談機関の判断が、大阪府の判断とあまりにぶれてしまわないように、具体的な争点とか考え方を共有することが望ましいと考えて、かなり具体的に事例を挙げて論点を定め、それについて合議体の委員の考え方を両論併記的に紹介させていただくというスタイルをとっています。はい。どうぞ。

○事務局　ただ今の委員からのご指摘の件ですが、各相談者、あるいは事業者の方に、その都度、「公開させていただいていいですか」ということは、まず確認を取っていません。相談の対応の仕方は本当にさまざまですので、その都度了解を取れるかというと、やはり難しいところもあるかと思います。

　それで、これまでは、事例の共有を解消協の一つの機能としてするというのが主眼で、こういう形でやってきましたが、今のご指摘を踏まえまして、個人情報の取扱いとしてどうなのかというところを含めて、検証報告書にオープンのものとして載せるかどうかというのは内部で検討させていただき、改めてご報告したいと思います。

○会長　はい。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。少し内部で検討していただいて、事業者、あるいは訴えられたご本人の同意が取れない事案については紹介できないということになると、こうした論点をどう伝えるかというのが、また少し工夫が必要になってくるかもしれないですね。

　それでは、少し中身についての検討をしていきたいと思います。

　解消協は、差別解消法の支援地域協議会の機能を持つということになっており、その機能の一つに、「事例の共有」というものがございます。さまざまな立場の委員から、事例に関して、今後、事業者はどう対応することが望ましいのかといったアイデアを出し、積み重ねていくことが重要だと考えています。

　そうすることで、類似の事案が起こることを防ぐ、あるいは事案が起きた場合にも円滑な紛争解決につながっていくと考えており、これまでは合議体で検討した内容を、解消協の委員の皆さま方にご紹介し、改めてご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

　時間の関係もございますが、いくつかの事案について、合議体では検討しましたが、改めて皆さま方のご意見をちょうだいしたいと思います。

　16ページ、「事例１　視覚障がい者の商業施設内店舗への誘導について（商品・サービス分野）」の事案がございます。論点とすれば、障がい者が、施設内で人的な誘導といった配慮を求める場合、事業者、どの事業者がどこまで合理的配慮として対応を求められるのかということが問題となった事案でございます。

　これについて、事務局、もう一度事例を簡単に説明いただいて、どういう点が争点なのかご説明いただけますでしょうか。

○事務局　事務局より簡単にご説明いたします。視覚障がいの方が、商業施設に行かれまして、その方が、商業施設内の他階にある当該店舗に、１階の入り口から当該店舗まで行きたいのですが、１階から他階までの誘導を、当該店舗の者が行うのか、あるいは警備会社の者が行うのか、商業施設の管理会社の者が行うのか、誰がどのような範囲で合理的配慮を行うのかというところで合議体でご意見をいただいた。

○会長　それで、申出人は、誰に対して合理的配慮として当該店舗までの誘導を求めていた事案ですか。

○事務局　ご本人さんは、別の商業施設にも行かれたことがあって、そのときには管理会社の者が誘導してくれていたという背景がありましたので、今回の商業施設に行かれたときも、まずは管理会社の者に、「他階の店舗まで連れて行って欲しい」というご相談をしたということになります。

○会長　条例見直しということになりますと、これが民間事業者であっても法的義務ということになりますので、過重な負担に当たるかどうかということは争点の一つにもなりますが、事業者が義務として対応しなければならない範囲・内容はどういったものなのかというところが争点になってきます。

　その場合には、管理会社が警備・誘導する会社なのか、そもそも他階にある店舗なのか、それは法的義務ですから、しなければ差別だという構成ができるかどうかが論点になっています。はい。続けてください。

○事務局　それで、当初、店舗の者としては、当該店舗の敷地内の誘導とかはもちろんする。けれども、１階までその方を迎えに行くということはわれわれの業務ではないというところで、誰がその方を誘導していくのかというところが少しもめたというか、悩ましかったというところの事例になります。

○会長　警備会社はどうなのですか。

○事務局　警備会社は、警備会社の業務としては、非常時等の対応をするのがわれわれの業務なのだということですので、日常の１階から何階までの誘導とかというものは本来業務ではないというところで、警備会社としても対応はしないと、誰がするのか悩ましかったという事例になります。

○会長　そうしますと、商業施設の入り口、玄関に行って電話をしたときに、他階まで誘導する義務が店舗にあるのか、それとも、この商業施設を管理する本社に誘導義務があるのか、そもそもどちらにもないのか、その場合、過重な負担に当たるかどうかというものをどう考えるかというところが論点になりそうなのですね。これについてご意見をいただく、合議体ではどんな意見になったのですか。

○事務局　合議体のご意見というところは、16ページと17ページにまとめていますが、合理的配慮、先ほどの説明でも説明しましたが、本来の業務に付随するものに限られるということとか、同等の機会の提供を受けるためのものであるということとか、事務・事業の目的・内容、機能の本質的な変更には及ばないこと、これらの３点が合理性を考える要件であるというご意見をいただいています。その他のご意見については、16ページ・17ページに記載しています。

○会長　いかがでしょうか。

○委員　これは、確か僕も出させていただいていたかと思うのですが、僕のほうからの意見としては、やはり障がい者が大きい施設の店舗に行きたい。それで、そこに行ったら、施設の入り口から店舗まである程度の距離があったとしても、店舗単体の場合はすぐ店舗の敷地になりますので、すぐ店舗のほうが対応することになる。

　でも、施設内を移動して100メートルなり、200メートル移動する。そこは共有の施設であって当該店舗の敷地ではないといったときに、それは確かに、「そういう状態でそこをどうするのだ」という話はあるのですが、本人からすれば、その店舗に行きたいといって行っているわけですから、こちらの店舗だと行けるのですが、ここだと入り口と店舗の間を誰が見るかわからないみたいなことでは、やはりよくないことが起きるだろうから、そのためにどこがどういうふうに調整するのかということから見たときに、話をしていくべきではないかみたいなことを意見として出させていただいたと思います。

　たぶんうまくまとめていただいているところもあるので、平場のこうした意見が、たぶん最低限な穏やかな決まりや体制が必要であるみたいなところの、17ページの真ん中ぐらいのところみたいな感じで反映されたりしたのかなという気がするのですけれど。

　話の中身としては、そうした話もしつつ、あとは、ほかの委員の方から、いろんな受付とか、案内とか、そういうのはどこが見ていることになるのか、警備というのはどこまでが仕事の範囲なのか、店舗に聞いてみたけれど、人がいないときに離れたところまで窓口の人が行くことはできないということもあるみたいな色々な意見がありながら、どうするのが一番いいのかなというふうなことを話していったような感じでした。

　それで、まとめると、先ほど委員がおっしゃったように、難しい言葉でまとまっているような感じで、「どういう話をしたのだろう」という感じなのですが、そのときの意見の出し方としては、そうしたより具体的な状況に即して、ここのときの状況はどうだったのか、広域支援相談員の担当の方とかに、事例としてある程度の状況が書いてあるペーパーは出るのですが、そこに書いていない状況のことをお伺いしたりもしながら話をしているという感じです。

　それで、これを読むと、例えば、僕はそのときの議論のやりとりというのが少し思い浮かぶところもあるのですが、それなしでこれだけを読んだ場合に、そうしたところまではなかなか浮かび上がってこないところもあるかなというところもあります。改めて、やはりある程度まとめた形で事例を共有するというところは難しいというか、何というか、本来はもう少し細かな資料で説明したほうがわかりやすいところがあるのかなと改めて思いました。

○会長　ありがとうございます。合議体の司会はやらせていただいていますが、あえてこうするべきだという結論を出さないで、幅広にご意見をいただいて、それぞれのご意見を尊重するという立場を今は取っておりますので、こうして整理すると、Ａ、Ｂ、Ｃ、いろんな考えがあって、「どう考えているのだ」ということになってしまいますが、あえてまとめないと考えているところです。

　ですから、懸念しているのは、本当にあっせん事例で合議体である方向が出なかった場合などが当然考えられて、そうすると、あっせん案がまとめられない。あえて委員長判断で、これが差別に当たるとか、こうした提供がされない場合は違法な差別だから対応を改善しろとか、踏み込めない事案がありそうだというのが私の今の感触なのです。

　明確に、「これに応じないのは差別でしょ」と言い切れる場合もあるのですが、こちらの立場に立てばこうだし、当事者が困っている場合、「じゃ、どうしたらいいのか」と多面的に考えていると、一つの正しい答えというのが導けない場合が多々あって、あっせんというのは、そうした性質のなかで何とか合意していただける。

　このケースで言えば、「３方よし」みたいな解決策は考えられないかということを探っていくのが、あっせんであると今の私は考えています。ですから、ジャッジはできないケースがある。

　このケースだったら、仮に判断を出さなくてはいけない事案として考えた場合には、どういう判断が、より多くの人たちの合意を得られる判断になるのでしょうか。先生はどう思いますか。突然振って申し訳ございません。

○委員　具体的にということでいうと、規模にもよると思うのですが、こういう施設のなかには案内とかがありますよね。総合案内、そこで対応していただけるのが一番本当はわかりやすい考え方と思うのです。

　だから、そこに総合案内という形があるならば、そこに相談して、そこが、もし、可能であれば、どこのエレベーターを使っていくとか、エスカレーターを使っていくとかということを含めたいろいろ案内をしていただく。そして、そこまでを誘導してもらうのが一番本当は安心できることなのかと。誰がどこでということが、施設によって随分違うというのは、本当に行くことそのものが躊躇されてしまうことになるので、そういうものが一番いいのかなということは思います。

　でも、実際に当事者であれば、本当にそのなかで、私たちが行っても、どこを通っていったらいいのかわからない状況というのも結構ある、初めて行くところはあると思うので、やはり何らかの形でそういう運営会社のほう、または案内という形があるならば、そこで対応していただける形が一番もっと安心して活用できることになるのではないかなと思うのです。

○会長　仮に案内の担当者が１階にいて、情報提供とかご案内をしているとして、その人が案内を具体的に他階の店舗まで付き添って誘導しなかった場合に、それは差別になるのでしょうか。差別かどうか、つまり必ず事業者がしなければならない義務なのかどうかというところが一番の争点になって、「こうしてくれればありがたい」というのは、いくつか考えとしてはあるのですが、それをしなかった場合差別だと言えるかどうか、悩ましそうですね。

○委員　そうですね。

○会長　案内は案内でやるべき仕事があって、日々いろんな問い合わせが何件もあるので、「私一人がその場を離れるわけにはいかない」と案内の方は思うでしょうね。ましてや派遣か何かで来ている方からすれば、業務範囲外の仕事を求められた場合に、それに対応して、今の仕事を放棄していいかどうかという判断がおそらく非常に難しい場合があると思うのです。

○委員　そうですね。ほんと私的なことになるかもしれないですが、やはり基本的には商業施設等の考え方といいますか、障がい者に対する考え方、とらえ方、サービスのあり方ということが、どれだけ全体として統一されているか、考え方というのが浸透しているかということによるものかなと思います。

　だから、とにかく同等のサービス、同等の機会を得るということが、一番大きな狙いになってくると思うので、差別かどうかという判断よりも、やはりその考え方として、そうしたことが困っているならば、何らかの形の対応をしていくのが当然なのだという、そうした啓発ができていることが前提なのかなと思うのですが。

○会長　難しい案件を解決するには、社会的なルールを明示するだけではなくて、より困っている場合にはどうしたらいいかということを互いに考える啓発がとても重要だというのはよくわかるのです。

○委員　そうですね。

○会長　紛争を解決するというのは、おそらくルールを適用して白か黒かを決するのではなくて、こうした場合に誰がどういうふうに考えていくのか、その考え方みたいなものが共有できるような社会をつくっていくということが大切だと思うのです。

　ただ、この事案があっせんになった場合に、あっせんの委員はどう判断したらいいのかというのが悩ましい問題なのです。

○委員　合理的配慮の提供というのは本当に個別具体的で、その場面、場面というので考えないといけないので、この状況だといろいろな情報が漏れているのだと思うのです。

　まず、この方は、入り口までは一人で来られているわけなのですよね。なので、ある程度一人でも行けるということがあるのですが、その方が、なぜ施設入り口から店舗のある他階まで行けないか、一人では行けないかということなのです。

　その一つには構造的なものとか、あと、例えば、視覚障がいのない方だったら案内板があったりとか、こちらという表示があったりとかがわかるから迷わずに行けるのですが、この方は、それが見えないから行けない、障がいがあるために行けない。

　だとしたら、それは、点字の文字盤みたいなのがあれば杖で行けるのかとか、なぜ行けないか、何でそれが障がいになっているのかというところを具体的に考えて、それを解消するのはどういう方法がいいのかということを考えることになると思うのです。

　それで、かつ、それが誰だったらできるのかとか、その辺を具体的に考えていくことになると思うのです。

　だから、これは差別だ、差別ではないということではなくて、この人が他階に行くまでに障壁となっているもの、それを除くには何が必要かということを考えていくというのが合理的配慮の提供で、そのための建設的対話というものがあると思うので、そのあたりを具体的に考えていく必要はあると思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。非金銭的な救済として、今後、事業者はどう対応していくべきなのかということを、大阪府が関与しつつ、ある程度の考え方を整理する。その場合には、当事者の意見も、事業者の意見も聞きながら、「これならできるよ」というところを整理して、これからこの人、あるいは類似の障がいのある方が困らないような仕組みに変えていくというのが、おそらくあっせんの役割なのだろうと思っています。

　委員が、差別かどうか判断するということが大事ではなくて、困らないようにすることを関係者で話し合うということが大事なのだとおっしゃった点が、とても重要だと考えています。

　事例の共有というのは、こういうふうな問題意識や、考え方の方向をそろえて共有するということがとても重要なのだと思います。合議体では、５人の限られたメンバーでこの作業をしておりますが、障がい者差別解消協議会の委員の皆さまとも、こうした形で事例の共有や、論点についての考え方の深掘りができていけると、とても支援地域協議会としての役割を果たしていくことができたと考えられるかと思います。

　時間の関係がありまして、その他の事例についても同じように検討することは少し難しいのですが、改めて事例についてお読みいただいて、これはと思った意見などを事務局にお伝えいただけると幸いでございます。

　紹介された事例についてのご意見、ご質問などございましたら、改めて伺いたいと思いますが、いかがでしょう。事例１から事例６まで。

○委員　質問を２点です。１点は、墨字の資料で12ページに、１回目の合議体のときに、「合理的配慮の提供に関して紛争に至る要因」というのをまとめていただいています。これは、今後、議論していくところで、整理されているというのは非常に役立ちますので、こういうのを報告書として提供していくというのは大事だと思います。

　それで、質問は、「（１）物理的環境への配慮及び意思疎通の配慮」というところで、一つめは、障がい理解や合理的配慮の理解の欠如があるということ、二つめは、人員体制や費用・準備期間等から対応が困難である、過重な負担であるということなのですが、ここの表現は、やはり差別などの背景は、理解不足と、利害が対立したときに起こるというようなことをよく言うのですが、この二つめ、人員体制や費用・準備期間等から対応が困難、過重な負担というのは、その下にあるように、対応が困難だと考えているというところが要因になっているのか、物理的に無理なところを、困難なところをいろいろとできないかという要望があり、そこで対立してしまうのかというのがあると思います。

　表現だけの問題なのですが、下のほうのルール・慣行の柔軟な変更のところは、「懸念」という事業者の考え方が入っているのですが、人員体制、準備期間から対応が困難、過重な負担というのは、客観的に困難なのか、困難との懸念があってもめてしまうのかというところです。ここはちょっと表現としてどうなのかというところがあります。これを教えていただけたらというのが１点です。

　もう１点は24ページ、墨字のほうで申し訳ございません。「事例５　事業者内研修会における障がい者への対応について」、これは、研修会のなかで障がい者への対応が問われたことなのですが、その横に、「（その他）」と書かれているのです。ここは何分野かというのを書くところなのですが、ここは分野で、「その他」というのはあったかなという。

　事業者がどうかというのが問われましたので、そのところはあると思うのですが、分野を表現するのに、「その他」でわかるかなということがあります。サービス分野なのかどうなのかということがあるのですが、これが２点めの質問です。お願いします。

○会長　はい。事務局、説明お願いいたします。

○事務局　１点めになりますが、12ページのところでご質問いただいたと思います。「合理的配慮の提供に関して紛争に至る要因」の②のところの書き方についてご質問いただいたと思っています。

　ご質問に対しては、事業者として過重な負担を懸念しているというところが正確な書き方になるのかと思います。相談員として、それが本当に過重な負担であったのかどうかということの判断まではなかなか難しいところがありますので、書き方としては、「過重な負担として感じる」とか、「過重な負担との懸念」とか、そういうような書き方が正確な書き方になるのかとは思います。

　それで、２点めが、24ページの事例５のところでよろしかったでしょうか。

○委員　はい。

○事務局　「事例５　事業者内研修会における障がい者への対応について」、「その他」と分類しているというところなのですが、正直、事務局としても、この相談事例をどの分類に入れていいか、正直、悩ましいところもあったというところで、商品・サービスでもないし、もちろん公共交通とかでもないですし、そういうなかでどういう分類をしたらいいのかというところで、現状このような書き方になってしまっているというのが正確なところなのかと思います。とりあえず以上になります。

○会長　ありがとうございます。いかがでしょうか。論点はずれるかもしれませんが、事例５で位置づけが難しいので、「その他」にしたということですが、同じようなことがあちこちで起こりそうなのですね。これは、事例は違いますが、商工会のメンバーのなかで、研修会などが行われていて、そのときの参加者と、研修会を運営している者との間で差別的な取扱いが起こった場合どう考えるか。あるいは、医師会のなかで私的な勉強会が行われており、その勉強会の構成員のなかで、障がいを理由とする差別的取扱いが行われた場合どう考えるか。

　ボランティア団体のなかで、事業としていろいろな活動を継続的に行っているときに、ボランティアのなかに障がいのある方がいて、ボランティア活動を運営する責任者とその方との間で差別的な取扱いがなされた場合どう考えるか。

　事業性が営利・非営利を問わず、事業性がある場合の活動の場合、その構成員のなかで障がいを理由とする差別的な取扱いを、障害者差別解消法、あるいは大阪府の障害者差別解消条例は、規制の対象にしているのかどうなのかというのは非常に難しい問題があって、案件そのものは、明らかに障がいを理由とする不当な差別的な取扱いを運営者はしているのですが、それを条例なり法なりが規制の対象としている行為として考えるかということが難しい。

　それで、内閣府に尋ねてみましたら、ご丁寧にメールで、「ケースバイケースで考えてください。事例によって異なります」というご回答で、そもそも論を聞いているつもりなのですが、ケースバイケースで、差別といって介入する必要があってもいいかなというようなご回答でした。どんなふうに考えていったらいいのでしょうね。ある団体のなかで障がいを理由とする差別が会員のなかであった場合。

○委員　そうですね。だから、「事例５」のように、何らかの団体のなかの研修会というような場合に、それが障がい者の方への対応で問題があった。それを事業者として見るのかどうかがというところなのですね。

○会長　はい。そうです。

○委員　例えば、医師会などに限って言えば、それは事業者という位置づけか、どうなのでしょう。いわゆる公益法人とか、一般社団法人とか、そういう法人格を持っているところは事業者として見るのかどうかというところとも関係はしてくるかと思うのですけれども。

　だから、何らかの団体として事業を行っているわけですから。

○会長　はい。それで、その活動が継続されて行われているものであれば。

○委員　はい。

○会長　差別解消法では、大きな意味で、事業として当たる。

○委員　そうでしょうね。

○会長　ただ、会員の内部の問題、対外的なセミナーを行って、参加者に対して差別をしたという事例ならわかる。

○委員　それはそうですよね。

○会長　参加者は、あくまでも医師会の医師の事業として行われている活動のなかで起きたこと、今回は研修会。

○委員　例えば、学会などもそれに同じ形。

○会長　そうです。同じことが起こります。

○委員　そうなりますよね。

○会長　はい。学会のケースは、おそらく一番わかりやすいケースなのですね。

○委員　はい。それを扱うべきかどうかというところだと私は。国のほうの見解も、「それはケースバイケース」という感じですか。

○会長　よく言えば、わからないという。「個別に相談に乗ります」、よく言えばわからない。

○委員　要はそこのところは。

○会長　ということなのでしょうね、きっと。

○委員　はい。

○会長　よく言えばわからない。それで、こうしたことが合議体に乗ってきたときに、「あっせんをどうしようか」なんてことを考えたりしますが。

○委員　ここで結論を出せるということではないと思いますので、合議体のときには、事業者として認定するかしないかということで議論がなりました。それで結論が出たというわけではないのですけれども。

　ただ、やられている行為そのものは、本当に障がい者であるということで条件を制限されているというのが明確なので、これに対してきちんと話し合いができたり、改善されるということは必要だということになりました。

　それで、報告書としては、そこまでなのかなと思ったのですが、私は、この表現のところで、「（その他）」と書いてあるのが、事業者かどうかという問題ではなくて、これは分野で書いていますので、だいたい商品・サービス、サービスを提供するところかなと思ったのですが、そういう表現なのかなと思ったのです。

　事業者かどうかというところで、この括弧はたぶん書かれていないのかと、分野で書かれていると思いましたので、サービスかなと思います。一般的に社団法人とかは、会員向けにサービスをやっていきますので、そういう意味では、継続的に事業をやっていたら事業者かなということは言えると思うのですけれども。

　ですから、「その他」の表現がややこしいのではないかという意見です。すみません。

○会長　ありがとうございます。さて、はい、どうぞ。

○委員　事業者かどうかという意味なのですが、障害者差別解消法ができたときに、趣味の団体とか、町内会とか、それも事業者であるということだったと思うのです。

　それで、この研修会が、いわゆる業界団体のなかの私的な研修として、業界団体に当たるかどうかというのではなくて、研修会そのものが事業者として、団体である趣味の会とかと同じような関係でいくと、それは、「その他」になるのだと思うのです。事業者としての分類としたら、それは、「その他」になるのだろうと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

○委員　議論を戻すようなのですが、先ほど委員からご意見がありました、事例をこの報告書にどんな形で載せるかというのは、この報告書をどんなふうに出すかという根本的なところだと思いますので、今、それをもう少し議論をということではなくて、私どもは人権相談を受けておりまして、その人権相談の事例とかをどんなふうに提供しているかというのを少しご紹介したいと思います。参考になればと思いまして発言させていただきます。

　私どもの人権相談で事例を集約します。それを、「相談事例研究会」という形で、研究会で検討するために使います。そのときには、相談された方とかに了解を得て、事例をご本人をわからないようにするとか、家族構成を変えるとか、そのような形で、しかし、問題点はわかるようにという形でつくり替えて使用します。それを報告書としてホームページで公開するという形にしています。

　そのために、まずは、個人情報ですので、相談されたものをどんなふうに使うかということを、明らかにしておかなければいけないということで、個人情報保護方針のなかに、「相談についての扱いは」というのを示しています。その二つめに、「統計上または事例集約とか分析の資料として必要とされる場合は、個人を特定できない状態で利用します」というのを明示しています。「そういうような形で個人情報を使いますよ」ということを一応説明しています。

　そういうような形で、個人情報を第三者に提供するとかそういう場合、個人情報をどんなふうに使うかということは、あらかじめ公表しないといけませんので、そういう形で私どもは公表しているのが一つです。

　それで、今度はそれを事例として具体的に検討して使おうといった場合には第三者に提供する形になりますので、先ほど言ったように、相談を受けた方、それを通じてご本人とも相談していただいて、事例をこんなふうにつくり替えて使っていいかということは了解を得るような形にしています。やはりそのような手続きをしたほうが、公表する場合にはいいかなと思います。

　ただ、事業者のほうは、ほとんど特定されないと思いますので、「複合施設」という形で出てきますので、そこはそんなに了解を得るということは必要ないかもしれませんが、相談者の方にはなるべく了解を得るような形で、また、相談のポイントがわかるようにする形で、個人情報とか状況とかを変えて紹介するということをしていったほうがいいと思います。

　やはり事例というのは、先ほど議論がありましたように、この事例を通じてどんなふうに対応していくか、施策に反映させるかという意味では、非常に大事な事例なので、それを本当に分析や施策に活用させていただくということは非常に大事なことだと思いますし、相談者のなかにも、やはりそれはきちんとこれからの仕組みに活かして欲しいと要望される方もいらっしゃいますので、ご本人の意向ということも大事に聞きながら報告をまとめる。まとめるときには淡泊になるところもあったりしますが、それは仕方のないことだと思います。

　ただ、それで事例が使えないということになると、本当に施策とか取組みを改善するというのにはつながっていきませんので、人権相談の場合は、そのような形で事例を紹介していっているということを、少し検討のなかに参考にしていただけたらと思います。以上です。

○会長　はい。いかがですか。

○委員　僕も二つあって、一つは事例のことで、やはり個人情報に注意してということは非常に大切だと思うのですが、やはり事例というのは、委員がおっしゃったように、今後の政策とかにどう活かしていくかというものでもありますし、障がい者の実際の困りごとというのを、市町村、それから、ほかの都道府県でどういうふうに判断していくか。

　そして、３年後、５年後に、このときはやはりこういう判断をしていた、けれども、時代状況が変われば、また少し変わってくるということも含めて、やはり貴重な資料として残していくということは大切なところがありますので、そこだけで全面的に載せないということではなくて、何らかの工夫をして、合議体で扱った、特にこの報告書に載る事例については、何らかの形で掲載していくようにしていただきたいと思うのが一つです。

　二つめは、後半の課題ではなくて、前半の課題で、一つだけ確認とかしておきたいのですが、提言書の15ページで、僕が、条例のことについて、今後も実施状況に応じて継続して見直しを行う必要があるということで、「丸を付けて段落をつくれるのですか」という形で申し上げたかと思うのですが、有り体で言うと、僕の意図としては、次の条例改正がされても、３年を目途とした見直しというのは、やはり残して欲しいという意図ですので、そういうふうに書けるのかどうかは別として、その意図を汲んだ形で文書をつくっていただけたらという、蛇足かもしれませんが、お願いするところです。以上です。

○会長　ありがとうございます。それでは、事務局でまだ説明ができていない部分が31ページ以降です。５分ほどで話をしていただけますでしょうか。

○事務局　取り急ぎということで説明いたします。資料２－２の後半、31ページの、「３　府内市町村に対する支援の取組み」について説明いたします。点字版では80ページの上のほうになります。

　そのなかの、「（２）市町村支援における課題」ということで、「①相談対応について」、３つめの丸、各市町村において、専門職の配置・活用や、相談事案が起こった場合の検討体制の整備などが進められていますが、相談事例や対応ノウハウの蓄積はまだ十分とは言えませんという整理をしています。

　「②障害者差別解消支援地域協議会の設置について」、32ページの二つめの丸、これらの意見から、相談体制整備の一環として、支援地域協議会を設置することが求められる一方で、既に支援地域協議会を設置した市町村においても、有意義な会議体となるためにはどのように運用すべきなのかといった課題があるとなります。

　「（３）府内市町村に対する支援の取組み」として、「①出張情報交換会の実施」、すぐ下の丸、大阪府では、広域支援相談員が府内市町村に直接出向いて、市町村職員と面談形式で情報交換を行う、「出張情報交換会」を実施しています。

　点字版では83ページの中段になります。

　「②市町村職員に対する障がい者差別解消に向けた研修の実施」、新たに今年度、市町村職員を対象として権利擁護に関する研修を実施しました。

　33ページにいきまして、「③支援地域協議会設置・運営促進に向けた取組み」、二つめの丸、点字版では86ページの上のほうになります。

　今年度は、前述の出張情報交換会において、支援地域協議会未設置の市町村と、現状や設置にあたっての課題について意見交換を行い、設置する意義や設置済市町村の支援地域協議会のスキームや運営のアイデア等を提示し、設置に向けた働きかけを行いました。

　次の丸、また、支援地域協議会の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成のため、近畿ブロック内都道府県及び指定都市、府内市町村職員を対象に、内閣府が主催した、「地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」の西日本ブロックの研修会を大阪府で実施しました。

続きまして、「（４）今後の取組み」、33ページ、点字版では17ページの上のほうになります。

　一番上の丸、今後も、市町村のニーズを踏まえながら、出張情報交換会や研修などにより、市町村に対して積極的に関わる取組みを継続し、対応・判断に迷う事例への助言、府内市町村の差別解消に関する具体的な取組みに関する情報などを、市町村へフィードバックするといった取組みにより、大阪府全体の差別解消の取組み体制のボトムアップを図っていきます。

　次の丸、また、障がい者差別解消を効果的に推進するために、より多くの市町村で支援地域協議会が設置されるよう、今後も広域自治体として、市町村での取組状況の把握や情報発信をしながら、設置の推進に努めていきます。

　35ページにいきます。「４　障がい理解に関する啓発の取組み」について、「（２）啓発の課題」について、二つめの丸、点字版では89ページの下のほうになります。

　「知識や経験の不足」が要因となって差別に至ることを未然に防止するためにも、事業者が「気づく」ことを第一歩に、これまでの事例の蓄積を活かし、事業者に対する啓発事業を工夫していくことが必要です。

　その下の丸の半ばあたりから、障がいの有無に関わらず、府民の法認知度が十分ではないというのが現状です。市町村や関係団体、機関と連携しながら、「オール大阪」による啓発活動をさらに進めていくことが重要です。

　「（３）啓発の取組み」です。個別の取組みは省略しますが、38ページ、点字版では99ページ以降の丸、「研修教材」、「まんが・インタビュー記事」については、今年度、大阪府人権協会に委託し、現在作成中のものです。年度末に完成しましたら、ご報告いたします。

　「（４）今後の取組み」です。39ページの二つめの丸の最後のほうになります。

　事業者を対象とした啓発については、事業者が参画する事業者団体を通じた啓発が効果的であると考えられることから、団体との連携・協力のもと、さらなる啓発に取り組みます。

　その下、市町村に対しては、各市町村による特徴のある啓発活動の情報提供や啓発物の提供などを通じて、市町村による啓発の支援に取り組みます。地域においても、市町村における支援地域協議会の設置などを契機にしながら、ネットワークを広げ、お互いにできることを少しずつでも実行していく取組みが必要だと考えられるため、市町村への助言等を通じて、市町村の取組みを支援していきます。

　最後、40ページ、「おわりに」です。一番下の丸、点字版では105ページの上のほうになります。

　障がい者差別に関する未然防止となる啓発活動、また、実際に差別が起こった際の再発防止となる相談体制の整備、いずれにおいても、障がい者差別に対し「気づく」力を向上させることや、事業者や関係機関とネットワークを構築し連携していくこと、そのネットワークを構成する一人ひとりが、主体的に差別の解消に向けてできることを実行することが、障がい者差別の解消につながります。

　引き続き、啓発活動と相談体制の整備を両輪に取り組んでいきます。説明は以上となります。

○会長　ありがとうございます。ご意見はあるかと思いますが、時間の関係上、本日の議事はここで終了したいと思います。委員におかれまして、ご意見は事務局に文書で改めてご提出いただければ幸いでございます。ご協力よろしくお願いいたします。

　それでは、全ての議事を以上で終了したいと思います。事務局に議事をお返しいたします。

○事務局　それでは、これにて協議会を閉会いたします。本日を含めまして、今年度６回にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。皆さま、お忘れ物のないようにお帰りくださいませ。ありがとうございました。

（終了）